

学校法人 阿弥陀寺教育学園

専門学校 新国際福祉カレッジ

(令和3年 4月1日)

学 則



第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき専修学校教育を行い、介護福祉士としての必要な知識及び技能の教授並びに社会福祉主事としての必要な知識と技能の習得訓練を行い、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、専門学校 新国際福祉カレッジ（以下「本校」という。）という。

(位置)

第3条 本校の位置を、千葉県四街道市山梨1316-1に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育課程の編成並びに教育活動等の状況について点検及び評価を行い、公表するものとする。

2 前項の教育課程の編成並びに教育活動等の点検・評価及び実施・公表に関する必要な事項は別に定める。

第2章 課程・学科・修業年限及び定員並びに学期・休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次の通りとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	学級数	総定員	備考
社会福祉専門課程	介護福祉学科	2年	40名	1学級	80名	昼間

(コース)

第5条の2 介護福祉学科の中に、現場実践コースと社会福祉主事併修コースを設ける。

(学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 学期は次の通りとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次の通りとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(3) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(4) 冬季休業 12月20日から1月7日まで

(5) 春季休業 3月20日から3月31日まで

(6) 開校記念日 5月1日

2 前項の規定にかかわらず、実習などの都合により、校長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第3章 教育課程・授業時間数及び成績評価並びに始業・終業並びに教職員組織

(教育課程・授業時間数)

第8条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表の通りとする。

2 介護福祉学科における卒業に必要な時間数は、現場実践コースが1900時間以上、社会福祉主事併修コースが2300時間以上とする。

(授業時間数の単位数への換算)

第9条 本校の専門課程の授業時間数を単位数に換算する場合において、基礎分野及び専門分野の講義、演習にあつては15時間をもって1単位、実習科目の実習にあつては45時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。但し、実習科目以外の科目においては、出席時間数が学則に定める授業時間数の3分の2以上、実習科目においては5分の4以上に達しない者は、その科目については評価を受けることはできない。

2 追試、再試については別に定める。

(認定)

第11条 第10条に規定する介護福祉学科における試験等の評価は、優 (100～80点) ・良 (79～70点) ・可 (69～60点) 及び不可 (59点～0点) で表し、可以上を合格とする。

(他の専修学校などにおける授業科目数の履修)

第12条 介護福祉学科においては、他の専修学校、大学等での履修科目の認定は、これを行わない。

(始業及び終業)

第13条 本校の始業及び終業の時刻は次の通りとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時間	終業時間	曜日
社会福祉専門課程	介護福祉学科	昼間	9時00分	16時10分	月～金

(教職員組織)

第14条 本校に次の教職員を置く。

- 1 校長 1名
- 2 教員 下表専任教員とは別に、必要に応じて非常勤講師を配置する。

課程名	学科名	専任教員	備考
社会福祉専門課程	介護福祉学科	4名以上	

- 3 事務職員 1名以上
- 4 学校医 1名
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

第4章 入学・休学・退学及び卒業

(入学資格)

第15条 本校の入学資格は次の通りとする。

- 1 学校教育法第90条第1項の規定により、大学に入学することができる者
- 2 文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
 - ア 通常の課程による12年の学校教育を修了した者 (通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者も含む)
 - イ 外国において、前項の1及び2のアと同等と認められる者
 - ウ 文部科学大臣の指定した者
 - エ 高校卒業程度認定試験に合格した者
 - オ 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者

カ その他、専修学校の高等課程を卒業した者と同等の学力があると認められる者

(入学及び進級の時期)

第16条 本校の入学時期及び進級の時期は学年の始めとする。

2 進級においては、下記の要件をすべて満たした者に進級を認める。

ア 実習科目以外の科目においては出席すべき時間数の3分の2以上、実習科目においては出席すべき時間数の5分の4以上出席した者

イ 別に定める成績の評価が「可」以上の者

(入学の出願)

第17条 本校に入学を希望する者は、校長が定める期日までに所定の願書に、次に掲げる書類及び入学検定料を添えて願出しなければならない。

1 高等学校卒業証明書

2 調査書

3 単位取得証明書又は成績証明書(大学卒業者)

4 推薦書(推薦入学を希望する者)

5 併願申請書(他校を併願する場合)

6 入学検定料

(入学者の選考)

第18条 入学を志願する者に対しては、学力検査、調査書、単位取得証明書又は成績証明書及び面接により、次の方法で選考を行う。

1 推薦入学試験

2 一般入学試験

(入学手続)

第19条 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から所定期間内に第26条の入学金を添え、手続きをとらなければならない。

(転入・編入学)

第20条 本校への転入学及び編入学は、これを認めない。

(休学・復学)

第21条 疾病、その他やむを得ない事由によって引き続き3ヶ月以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2 前項の者が復学しようとする場合には、校長の許可を得なければならない。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、その事由を付して、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第23条 第10条に定める授業科目の成績評価及び卒業試験の成績に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められる者には、卒業証書を授与し、あわせて専門士の称号を付与する。

第5章 賞罰

(表彰)

第24条 成績優秀にして他の模範となる者については表彰することができる。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第25条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生としての本分に反する行為があった場合等、教育上必要と

認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学・停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次のア～エに該当する者に対して行う。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

イ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

ウ 正当な理由がなく出席が常でない者

エ 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第6章 入学金及び授業料等

(納付金)

第26条 本校の納付金は、入学検定料・入学金・授業料・実習費・施設維持費とする。

学科名	入学検定料	入学金	授業料	実習費	施設維持費
介護福祉学科	10,000円	150,000円	770,000円	60,000円 (1年次) 実践および併修 60,000円 (2年次) 実践 110,000円 (2年次) 併修	50,000円

2 学則に定められた納付金以外は徴収しない。但し、交通費・食事などの実習経費及び教材費・研修費等については、必要に応じて学生が負担するものとする。詳細については別途定める。

(授業料等の納付)

第27条 授業料等の納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 納入した納付金は、原則として返還はしない。但し、必要と認められる事由があり、校長がこれを許可した場合はこの限りではない。

4 停学を命ぜられた者についても同様とする。

(休学者に対する取り扱い)

第28条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料、実習費及び施設維持費は徴収しない。

(除籍)

第29条 授業料その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者は、除籍することができる。

第7章 雑則

(健康診断)

第30条 学校保健安全法第13条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(学校行事)

第31条 必要に応じ、学校行事を実施することがある。

(通学方法)

第32条 乗用車(四輪)及びバイク通学は原則としてこれを認めない。但し、校長が認めた場合はこの限りでない。

(施行規則)

第33条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成10年4月1日より施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 13年4 月1日より施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 14年4 月1日より施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 14年 10 月1日より施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 15年4 月1日より施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 18年4 月1日より施行

附則

- 1 この学則は、平成 20 年4 月1日より施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 21年4月1日より施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 22年4 月1日より施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 26年4月1日より施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 27年4月1日より施行する。

附則

- 1 この学則は、令和3年4月1日より施行する。